



壊すべきもの、直すべきもの

「形あるもの、いつかは壊れる」と言われます。商品を提供する立場の私たちが、このようなことを言うてはいけないのでしょうか、確かに、商品の寿命はあります。

パソコンも例外ではありません。これまで、本誌上で、「メンテナンスで寿命を延ばしましょう」とご提案させて頂いておりましたが、どうしても諦めなければならぬ、その時はやって来ます。

パソコンは「燃えないゴミ」には出せません

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法」(通称：家電リサイクル法)では、いわゆる家電4品目の廃棄に際して、自治体での回収を行わず、実際に製品を廃棄する消費者に、その費用の支払いが課せられています。

パソコンの廃棄に関しては、平成15年10月に改正施行された、資源有効利用促進法の一部規定(通称：PCリサイクル法)により、これもまた、自治体での回収は行わなくなりました。廃棄に際しての費用も、消費者が負担することになっています。

「PCリサイクルマーク」の確認を

同法が改正施行された以降の「家庭用パソコン」(一般的に量販店のチラシに載っているような商品です。)には、「PCリサイクルマーク」が貼付されており、購入時に、廃棄に際しての費用を支払ったことになっています。



(自動車の「リサイクル券」と同じようなものです。)

この場合、パソコンメーカーの回収受付窓口へ直接電話をするか、インターネットを通じて、回収の申込を行います。

一方、「事業用パソコン」や自作のパソコンなど、「PCリサイクルマーク」が貼付されていないPCの場合は、購入時にリサイクル費用を支払っていませんので、廃棄の際に、その費用を支払うことになります。

注)：事業用パソコンについては、平成13年4月より、PCリサイクルマークによる回収とは別の方法で、回収が行われています。PCリサイクルマークの貼付有無によって、品質や性能に影響が生じるものではありません。

注意！！ 事業所からの廃棄は「産廃」です

PCリサイクル法は、家庭からパソコンを廃棄する場合について規定したものです。事業所から廃棄される場合は、PCリサイクルマークの有無を問わず、「産業廃棄物」の扱いとなります。

パソコンメーカーにお問い合わせ頂くか、専門業者(パソコンリサイクル業者、産業廃棄物取扱業者など)にお任せください。



もっと注意！！ データは「自分で」消すもの

パソコンの中には、大切なデータが保管されています。全く動かなくなってしまったパソコンでも、データを保管している部品である、ハードディスクは問題ない、ということもあります。

そこで問題になってくるのが、「廃棄パソコンからの情報漏えい」です。

パソコンを廃棄する際に、ハードディスク上のデータは、必ず「自分で」消去してください。(消去作業を請け負うリサイクル・廃棄業者もあります)

<データ消去の際に注意すること>

1. “ごみ箱”を空にしても、専門知識を持っていれば、データは取り出されてしまいます。
2. 中古として下取りに出したり、再利用したりすることが目的であれば、「データ消去用ソフト」を使用して、データの復旧が行えないようにする処置が必要です。
3. 一番安全なのは、ハードディスクを取り出して、物理的に破壊することです。



ハードディスク破壊の例

私どもでは、上記の“消去”も“破壊”もお引き受けしております。どうぞご用命ください。

ごみ箱から削除したデータは、復旧できます

前述しましたように、“ごみ箱”からの削除や、ハードディスクの不調などにより、読み出せなくなってしまったデータを、復旧させることもできます。

知識と時間を要しますので、基本的にパソコンお預かりとなりますが、お困りの時には、私どもにご一報くださいませ。

先日も、誤って消してしまったデジカメデータを復旧して、大変喜んで頂きました。

編集後記

「AIT通信」も、お陰様をもちまして今号が12号目。丸1年間続けることができました。本誌の感想をお客様からお聞きした時、本当に嬉しく感じたことを思い出します。これまで、郡司・本田の二人が交代で執筆してきました。ここまで続けますと、お互いのカラーが明確になります。図表を用いて視覚的に表現する本田と、文章に重きを置いて表現する郡司。性格なのか持ち味なのか。そんな違いもお楽しみ頂ければと思います。本当に、ありがとうございます。(郡司)